



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

最近の国際情勢を踏まえた 安全対策

2024年6月4日

外務省

領事局海外邦人安全課長

三角 崇人



1 はじめに

★2023年

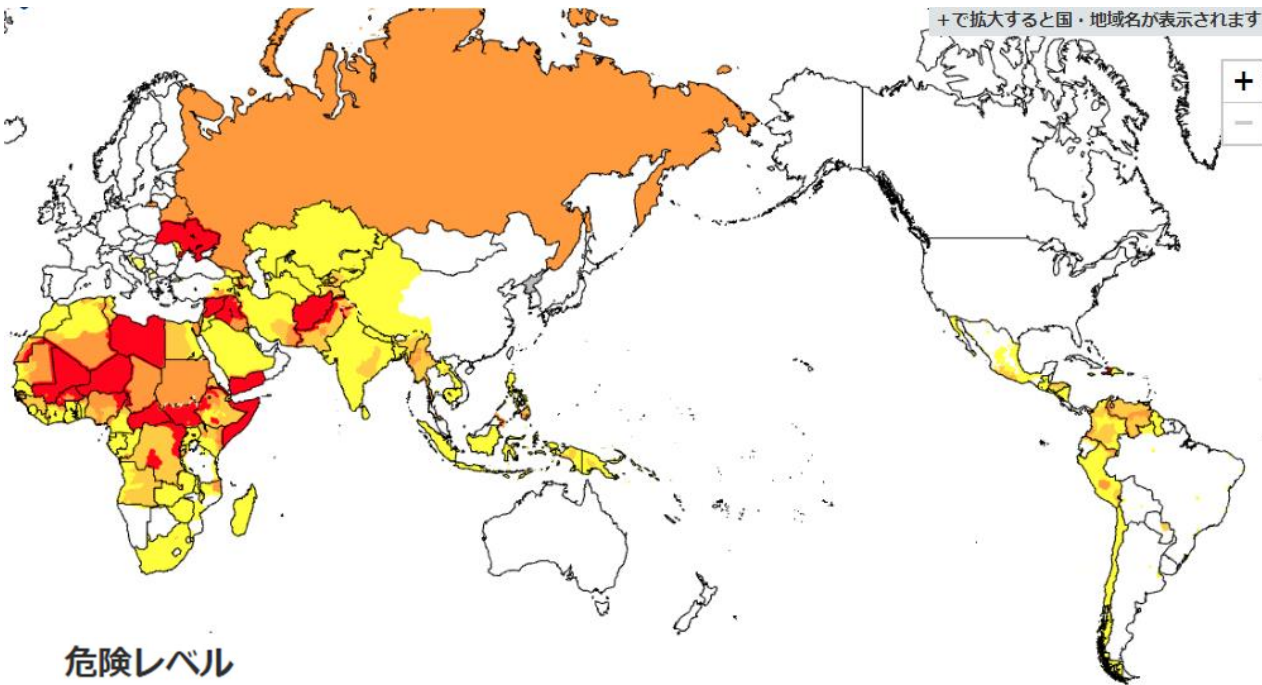
- 4月……スーダン武力衝突
- 7月……ニジェール政情悪化
- 8月……ハワイ・マウイ島山火事
- 9月……モロッコ中部地震、リビア東部洪水
- 10月～……イスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突

★2024年

- 3月……ハイチ治安情勢悪化
- 4月……台湾東部沖地震、イランによる対イスラエル攻撃
- 5月……仏領ニューカレドニアにおける騒乱
- 7～9月……パリオリンピック・パラリンピック

2 危険情報(海外安全情報)

★危険情報(海外安全ホームページ)



危険レベル

レベル1	十分注意してください。
レベル2	不要不急の渡航は止めてください。
レベル3	渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
レベル4	退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

(注)

- 一般的な日本人の個人渡航者を対象とすることを想定して構成
- レベル別の分類は国・地域毎の統計的な比較に基づくものではない
- 危険情報が発出されていない国や地域についても、その国・地域への渡航の危険がないことを意味しない

安全対策の目安(4つのカテゴリー)

レベル1: 十分注意してください。	当該国・地域への渡航・滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けるように勧めるもの。
レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。	当該国・地域への不要不急の渡航を控え、渡航する場合は特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとるよう勧めるもの。
レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	どのような目的であれ当該国・地域への渡航は控え、場合によっては、現地に滞在している日本人に対して退避の検討や準備を促すもの。
レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	現地に滞在している邦人に対して、当該国・地域から安全な国・地域へ退避を勧告するもの。

3 自然災害



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan



ハワイ山火事(強風) (写真出典: shutterstock)

2023年8月8日: 死者約**100人**



リビア東部洪水 (写真出典: shutterstock)

2023年9月10-11日:
死者**4,000人超** 行方不明者**9,000人超**



モロッコ中部地震 (写真出典: shutterstock)
2023年9月8日/M6.8
死者約**3,000人**

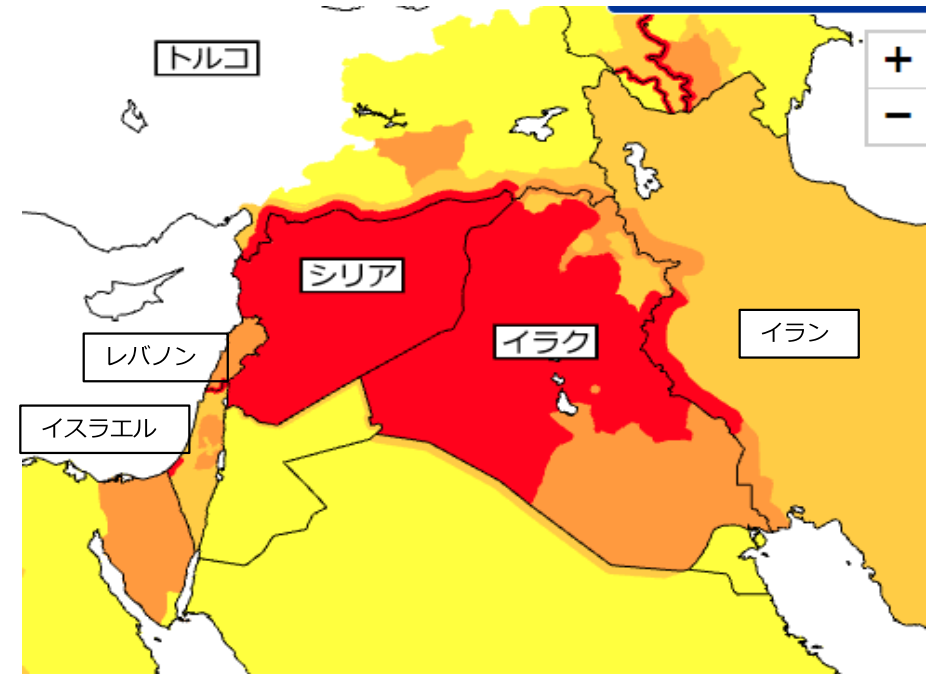


台湾東部沖地震 (写真出典: BBC)
2024年4月3日/M7.2
死者**13人**、負傷者**1,144人**

4 中東情勢(2023年10月～)



(写真出典: AP)



(写真出典: ロイター)

【経緯】

2023年10月7日 パレスチナ武装勢力によるイスラエル攻撃発生

イスラエル・パレスチナの危険レベルを段階的に引き上げ
レバノンの危険レベルを引き上げ(全土レベル3以上)

27日 イスラエル軍、ガザ地区への地上作戦の開始

(10月14日～11月2日 政府チャーター機、自衛隊機等で邦人がイスラエル出国)

2024年4月1日 在シリア・イラン大使館関連施設に対する攻撃発生

13～14日 イランがイスラエルに対し報復攻撃を実施

14日 イランの危険レベルを全土3以上に引き上げ(5月16日に引き下げ)

19日 イランのイスファハンにおいて爆発事案発生

5 騒乱(フランス領ニューカレドニア)



(写真出典:ニューカレドニア観光局)



(写真出典:ニューカレドニア観光局)



【経緯】

2024年5月13日 騒乱発生

領事メールで注意喚起

(以降も領事メールを随時発出)

14日 外出禁止令発出、国際空港閉鎖

15日 非常事態宣言発出

17日 スポット情報発出

20日 危険レベル2

「不要不急の渡航中止」を発出

21日 邦人4名が出国

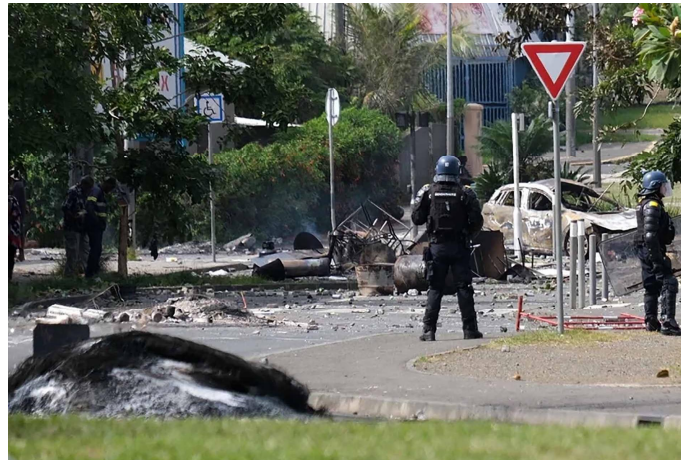
22日 邦人38人が出国

23日 マクロン仏大統領が訪問

27日 邦人17人が出国



(写真出典:AFP)



(写真出典:AFP)

6 「たびレジ」と在留届

大使館・総領事館



領事メール

現地の危険情報
ストライキ・交通規制情報
異常気象情報
など

3ヶ月未満

たびレジ



- 出発前から旅先の安全情報をメールで入手
- 旅行中も最新情報をメールで受信
- 現地で事件・事故に巻き込まれても素早く支援

3ヶ月以上

在留届



- **法律上の義務（旅券法第16条）**
- 現地での生活に必要な最新情報をメールで入手
- 事件・事故に巻き込まれても素早く支援
- 領事窓口サービスが利用可能

「たびレジ」および在留届の登録データは、**大規模自然災害・事故等の緊急事態発生時**に行われる在留邦人の**安否確認を行う際に重要な基礎資料の一つ**として利用されます。



在留届で登録した地域から一時的に離れる場合にも、「たびレジ」に登録しましょう。